

メガ FTA の時代の global value chain(GVC)ガバナンスと International Supply Chain Agreement(ISCA)提案 (詳細 版)¹

中富道隆

WTO・ドーハラウンドの低迷の中で、今後暫くの間、通商分野の自由化とルール作りの主たる牽引力は、FTA が担うことが予想される。

特に、経済活動・通商それぞれの面で、大きなカバレッジを有する TPP、日 EU、RCEP、日中韓、そして米 EU(TTIP)といったメガ FTA は、通商システムの変革に大きな役割を担うことが予想される。

他方で、メガ FTA は、本質的に、地域的に閉じ、地域のサプライチェーンを対象とするものであり、メガ FTA 相互の調和作業が進まないと、真にグローバルな通商ルールは生まれてこない。

場合によっては、メガ FTA 間で、ルールのスパゲティーボウル現象(ルールの fragmentation)が生じる危険性もある。

また、メガ FTA は、特定国間の協定であり、参加国と非参加国との間の差別が前提となる。

FTA は、参加国間の障壁を非参加国と比較して低める枠組みであり、1920 年代の経済ブロックが、非参加国との間の障壁を高める枠組みであるのと異なるが、域内外の通商を差別するという点では共通性がある。

従って、メガ FTA に招かれない国と参加国との差別の問題が起こる。FTA による Trade diversion の弊害についての議論は最近下火であるが、仮に FTA による全体的な貿易転換効果は小さいにしても、国と国との競争力に FTA が与える影響は大きい。

また、IDE/Jetro と WTO、OECD と WTO との付加価値貿易に関するスタディーが明らかにするように、バリューチェーンの姿は、刻々と変化しており、特定地

¹ VoxEU 参照

Column (<http://www.voxeu.org/article/it-time-international-supply-chain-agreement>) for a summary(Nakatomi(2013b))

域をカバーする FTA が継続的にバリューチェーンの円滑化に資するという保証はない²³。

1 4つのシナリオ

真にグローバルなルールとバリューチェーンの確立とメガ FTA との関係はどう見たらよいか。

中長期を見通したとき、メガ FTA は、世界の通商レジームにどのような影響を与え、また、どのような役割を果たすのであろうか。

この点については、まだ、十分な議論が行われているとは言えない。

本稿では、3 つのあり得べきシナリオについて述べ、より望ましいシナリオに近づけるための方策をシナリオ 4 として述べることにしたい。

シナリオ 1 楽観的シナリオ(Euphoric Scenario)

メガ FTA の推進論が、暗黙の前提として描いている楽観的シナリオを敢えて、敷衍して述べてみよう。

前提として、おそらく暗黙裏に次の点が想定されているものと推測する。

- 1) メガ FTA は、早期に締結される。
- 2) メガ FTA 相互の間では、ルールの fragmentation(ルールのスパゲティーボウル)は、存在しないか、存在しても軽微である。
- 3) また、ルールのスパゲティーボウルについては、メガ FTA 相互の間で、調和が可能であり、調和が実際に行われる。
- 4) そのような、調和作業には時間がかからない。
- 5) 調和の結果生まれるルールは、WTO のルールの基礎となる。
- 6) メガ FTA 内外(参加国と非参加国)のルールの相違は、大きな問題を生じない(あるいは、事後的に解決すればよい二次的的重要性しか持たない)。

これらの前提を仮定すると、

メガ FTA は早期に締結され、その間のスパゲティーボウル現象は早期に解決され(「ラザーニャ現象(Lasagna Plates)⁴」とも言われる)、そこから新分野を中心とした de facto の新しい通商ルールが生まれ、将来の WTO の基礎となる、という理想のシナリオが書けるであろう。

² IDE-JETRO and WTO (2011)

³ OECD-WTO (2012), “Trade in Value-Added: Concepts, Methodologies and Challenges”

⁴ IDB and ICTSD (2012), pp. 24-25

しかし、そのためには、上記の前提が正しいことが必要である。

シナリオ 2 WTO2.0

次に、Richard Baldwin 教授の WTO2.0 のシナリオを見てみよう⁵。

Baldwin 教授は、20 世紀型通商ルールを規律する WTO に対し、メガ FTA が 21 世紀型通商ルールに対応した WTO2.0 を作り出すという議論を展開しているところである。

即ち、WTO2.0 については、参加国・適用ルールが WTO と異なるので、WTO と切り離れた存在となりうるという立場が前提にあると考えられる。

まず、ルールの内容から見て、WTO が 20 世紀型ルールを扱うのに対し、WTO2.0 は、MNE の国際展開に対応した 21 世紀型のルール(投資、競争等)を扱うので内容的に切り離せる、また WTO の意思決定メカニズムの欠陥から WTO が 21 世紀型ルールを作り出すことは不可能、という立場である。また、参加国については、サプライチェーン貿易の実態から見て、米 EU アジアを中心とした特定の国・地域が重要である、との立場であり、参加国の普遍性は少なくとも一次的な重要性は持っていない。

そこから、WTO と WTO2.0 とが並立する通商システムの在り方を予測している⁶。

シナリオ 3 ルールのスパゲティーボウル(Fragmentation Scenario)

シナリオ 1、シナリオ 2 がいずれも、WTO・ドーハラウンドの低迷に対する強い不満と諦観の上に描かれていることは間違いない。メガ FTA が、今後の国際的な自由化とルール作りの牽引力となることには疑いが無いが、しかし過度の楽観的な見方は危険である。

それでは、シナリオ 1 について、現実性を見てみよう。

前提 1)については、メガ FTA は、その野心の高さ、複雑性と経済的影響、参加国の数と多様性から考えて、一般的に見て決して容易ではなく、交渉に「時間がかか

⁵ Baldwin (2011 and 2012)

⁶ ボールドウィン教授の、WTO2.0 は、必ずしも組織論ではないので、メガ FTA が作り出す 21 世紀型ルールの集合体と解釈することも可能である。WTO と WTO2.0 との将来的な調和のプロセスについては必ずしも明確ではない。

る」と見ることはむしろ当然である。NAFTAをはじめ、過去のメガ FTA の事例を見れば時間的要素についての安易な思い込みは禁物であろう。間違えば、交渉頓挫のリスクもないわけではない。

メガ FTA については、早期の交渉締結に向けた参加国の真剣な努力が不可欠であるが、仮に参加国の強い意思を前提としても、一般的に見て交渉には時間を要すると見るのが妥当であろう⁷。

前提 2)、3)について。

この点は、今後の交渉推移を見ながら検証していく必要があるが、ガット・WTO における交渉が長期間を要するのと同様、経済システムの違いを調整する必要性が高いメガ FTA においては、国と国との規制枠組みや経済インフラの違いから、システム間の調和作業は難航することを予想するのが自然であろう。

メガ FTA 間の特定分野の規律が調和的になる、という保証は必ずしもない。

韓国が対 EU、対米 FTA で、自動車分野・電子電気分野で、国際標準について異なる定義を用いざるを得なかった例が典型であるが、TPP、日 EU、TTIP の今後の展開の中で、知的財産(例 インターネット上の権利侵害の扱い、Geographical Indication の扱い)、情報(例 情報の越境流通とプライバシーの関係)、競争(例 State Owned Enterprise の定義と行為の規律)等のたとえばさまざまな分野で大国の制度や規制思想の違いを反映して、メガ FTA の内容面でたとえばさまざまな違いが生じることは避けられないであろう⁸。即ち、メガ FTA 間の規律が調和的に設定されるという保証はない。また、交渉は独立に行われるので、メガ FTA 間で異なる内容を持った合意が生まれ、それが並立することは当然に予想される。

前提 4)について。

また、同じ理由で、ルールのスパゲティーボウルが生じた場合に、その調整が短期間で行われるという保証はない。

前提 5)について。

メガ FTA 間で調和的ルールが生まれない場合には、WTO ルールの基礎とすることもできない。

前提 6)について。

メガ FTA 内外(参加国と非参加国)のルールの相違は、大きな問題となるという見方も十分に成り立つ。サプライチェーンは、MNE の国際展開の変化に対応し、調達・生産・流通の各側面で内容も関係国も日々変化しており、また、サプライ

⁷ 個別のメガ FTA の見通しについて言及するものではない。

⁸ 日本は、メガ FTA のハブとして、また米国や EU を仲介できるルール先進国として、国際ルールの混乱を事前防止出来る地位にあり、メガ FTA の結果による混乱防止に主導的役割を果たし、また果たすべきである。中富 (2012b)参照。

チェーンはグローバル化が進行している。真に必要なのは、地域の通商ルールではなく、グローバルな通商ルールとサプライチェーンである。

シナリオ 1 の仮定を見ていくと、実は、前提とする諸条件によっては、シナリオ 3(ルールのスパゲティーボウル)が現実化する危険性が大きいことに気付くべきである。

2 調和のとれた通商政策の形成に向けて(シナリオ 4)

それでは、今後、メガ FTA が、将来のグローバルな通商システムの基礎となるように動かしていくにはどのような方策が考えられるであろうか。

WTO・ドーハラウンド低迷の中で、メガ FTA の推進は、今後の通商レジーム形成の基礎となることは、間違いないが、単にメガ FTA が自律的にグローバルな通商秩序を作り出し、グローバルバリューチェーン(GVC)の課題に応じていくと過信することには危険がある。

今後の、メガ FTA での真剣な努力と対話が基礎となるが、まずは、以下の諸点について留意することが重要であろう。

1) 将来の通商システムについての明確なビジョン

第 1 に、将来の通商システムについての、明確なビジョンを持つことである。

米や EU は、それぞれに、通商分野についてもヘゲモンとして覇を競い合う傾向が強いので、実際には、その双方の立場を仲介しうる位置にあり(TPP、日 EUFTA を通して、日本は通商政策の「ハブ」の位置にある)、また、経済システムの在り方について柔軟性がある(困難な分野もあろうが)日本の役割は極めて重要である⁹。米 EU 間の制度調整は過去に累次の試みがあり、今までもその成功の確率は必ずしも高くはない。

この意味で、日本は、たんなる辺境の国ではなく、メガ FTA の時代にあり、今後の通商システムの在り方を決めるキャスティングボートを握っている。

2) 「世界解」を目指すこと

第 2 に、「地域解」ではなく「世界解」を描くことが必要である。産業界が求めているものも、FTA による地域解ではなく、グローバルな解であり、グローバルなバリューチェーンである。必然的に、将来の WTO と WTO ルールの姿を念頭に置いた交渉展開が不可欠である。

WTO の役割を忘れ、過小評価することは危険である。

WTO とラウンドの現状には、極めて問題があることは確かであるが、現実にも

⁹ ACTA における日本の貢献を参照されたい。(中富(2012b), pp.52-54 (日本語版) 参照)

を背けることなく、WTO 改革についての本格的な議論を開始する時期が来ている¹⁰。

また、WTO のドーハラウンドは先に述べたように困難な状況にあるが、他方で、その司法機能と委員会等における日常の監視・行政的機能は動いている。パネルによる司法機能を支え活用するとともに、各委員会の活動を支え、WTO のソフトローの形成を支えていくことは、グローバルな通商システムを支えていく上で極めて重要であることを付言したい。

3)「透明性」と「開示」・「情報共有」

第 3 に、「透明性」と「開示」・「情報共有」の要素も極めて重要である。

FTA の WTO における審査が事実上機能を止めている中で、FTA(特にメガ FTA) が WTO を override していく事態が発生している。

FTA のマルチ化、WTO ルールの地域化が今こそ求められているが、その作業の基礎になるものは、透明性であり、正確な情報の流通である。

ルールのスパゲティ・ボウル、メガ FTA による通商システムの分極化を防ぐためには、FTA 内部における手続規定の整備と透明性の確保(例 パブリックコメント手続)、FTA の対外的透明性の確保が不可欠と考えられる。これは、GVC 確立の要請にも直接に資するものである。

4)GVC の思想

第 4 に、GVC の思想であり、産業界の視点である。GVC の必要性については、日本のみならず欧米の産業界も含め、幅広い産業界の共通認識となりつつある。WTO に欠けているのは産業界の声に耳を傾ける姿勢であるが、メガ FTA も、国と国とのヘゲモニー争いに陥り、産業界のニーズを忘れれば、WTO の失策の轍を踏むこととなろう。

今まで産業界は、WTO の動きに無関心であり過ぎた。また、WTO は産業界の要請と国際経済の実態に鈍感であり過ぎた。

例えば一例は、産業界と WTO とのコミュニケーションの不足である。

APEC には、産業界の声を反映する諮問組織として ABAC があり、また、OECD には BIAC があって、積極的にそれぞれの活動にインプットを行っているが、WTO にはこうした産業界を代表する諮問組織は存在しない。

WTO は、政府間の交渉の場としての性格を強調し過ぎた結果、長期にわたって政府間の対立と反目から目立った成果を生まない状況が続いており、結果として、産業界の WTO への関心を失わせ、FTA 競争を激化させる状況を招いてしま

¹⁰ 中富(2011)参照

った。

産業界は、もっとストレートに WTO にインプットし、WTO はその声に耳を傾けるべきである。さもなければ、WTO は衰退と存亡の危機に直面することとなる。

5) イシューベースの国際ルール作りの思想

第 5 に、イシューベースの、国際ルール作りの思想である^{11,12}。

メガ FTA と WTO とを対立構造として捉えるのではなく、メガ FTA の成果をイシューごとに将来の WTO ルールの基礎として発展させるとともに、イシューベースでのプルリ合意を活用することが重要である。

本年 4 月の日本経団連の提言は、「統一軸」の必要性を強調しているが¹³、日本としての分野別・イシューベースの統一軸を作り、ぶれない対応で、たとえばさまざまなメガ FTA に臨むことが重要である。

また、メガ FTA 交渉が終結した後の、ルールのスパゲッティボウル現象修正は大変に困難となろうから、米 EU を含めた主要国が事前に、イシューベース・分野別にプルリのイニシアティブを進め、問題の事前回避を進めることも極めて重要である。

筆者は、グローバルサプライチェーン円滑化の進め方として、昨年、以下に述べる ISCA を提案したところであるが、メガ FTA の進展を踏まえつつ、主要国が産業界と連携して、重要分野を選択し、プルリでの合意形成を目指すことは、メガ FTA の交渉進展、将来におけるルールの fragmentation 回避、将来の WTO ルールの基礎作りから見て非常に重要と考えられる。

3 ISCA とは

ISCA (International Supply Chain Agreement) は、筆者が、12 年 11 月にジュネーブで開かれた GVC に関する米州開銀 (IADB) と ICTCD 共催の E-15 会合でフロートした、GVC に関する包括的なプルリ合意の提案である。

筆者は、プルリ合意である ITA および ACTA に深く関与し、その実現に貢献した経験から、WTO を補完するツールとしてのプルリ合意のポテンシャルに着目しており、プルリ合意を戦略的に構成すれば、単一のイシューだけではなく、複数の

¹¹ 中富 (2012b) 参照

¹² 中富 (2013a) 参照

¹³ 経団連参照 (2013)。筆者が本年 3 月の経団連貿易投資部会での説明で使った用語であり、それが採用されたことは喜ばしい。

イシューを束ねて交渉することも可能である旨を指摘してきた¹⁴。

過去の成功事例と GVC についての関心の高まり・産業界の支持を踏まえると、GVC をプブリ合意として議論・交渉する必要性・可能性があると考え、提案したものである。

詳しくは、ISCA 提案¹⁵そのものを見ていただくとして、ここではその概略と考え方について説明したい。

1) ISCA の骨子

i) ISCA の基本原則

ISCA のコンセプトを考えるに当たって、筆者は、いくつかの基本原則を設定した。以下に、主なものを述べよう。

- 1 WTO 協定に整合的でありそれを補完するものであり、将来の WTO ルールの基礎となるべきものであること
- 2 ドーハラウンドを阻害 (undermine) しないこと
- 3 クリティカルマスとメリットの MFN 均てんが基礎となるべきこと
- 4 原産地やルールの「スパゲッティーボウル」の解消に資するものであること
- 5 交渉は短期での終了を目指すこと
- 6 産業界との密接な連携を基礎とすること

若干補足しよう。1 と 4 とは、表裏一体の関係にあるが、GVC の目標はグローバルなビジネス環境の整備にあるので、単に一部地域のバリューチェーンの円滑化に資するものでは不十分、また、異なったビジネス環境やルールが乱立することは不相当との観点である。

メガ FTA は、バリューチェーンの改善に資するが、しかし、グローバルな解を提供するものではない。メガ FTA は地域的に限定があり、またあくまで地域的なルールを定めるものであって、それ自体では、グローバルなメンバーシップとルールとを持つ WTO を代替できるものではあり得ないと考えられるからである。

2 は、当たり前のように見えてそうではない。現在進行中のドーハラウンドの案件を、プブリ合意として抜き出せば、その分野でのラウンドの動きを止めてしまう危険があるからである。従って、ドーハラウンドでカバーされている案件は議論の対象としないことが適当であろう。2011 年の WTO 閣僚会議の結果として、案件の切り離しと異なった速度での処理の可能性 (ITA、貿易円滑化等) についてメ

¹⁴ 中富(2012b, pp.89 (日本語版) 参照。その中では「国際ビジネス円滑化協定」を例として挙げている。

¹⁵ Nakatomi (2012a)参照

ンバー国のコンセンサスが生まれつつあるが、WTO の中で動きがあるものを外で議論すれば大きな混乱が起きることは間違いない。

3 については、プルリ合意なので、クリティカルマスを構成する主要国の参加を確保する必要性は当然として、MFN 均てん (MFN extension of benefits) を基礎とするか否かは、大きく見解の分かれるところである。

MFN 均てんの問題は、別の見方をすれば、非参加国のただ乗り (free riding) を認めるか否かという問題になるので、WTO メンバー国の間でも大きく意見を異にする。

しかしながら、過去のプルリ合意の成功例 (ITA、テレコミ・金融サービス合意) は、MFN 均てんが基礎となっており、その前例にならうことが、プルリ合意成功の確率を高めることは間違いない。

逆に MFN 均てんを前提としないと、プルリでの合意について WTO における位置づけを確保していくことは著しく難しくなるであろう。

メガ FTA による、非 MFN アプローチが進展していく中で、将来のマルチルールを目指し、グローバルな秩序を考えるためには、どうしてもグローバルな共通ルールの思想が必要となると考えられる。これは、4 にも深く関係してくる。メガ FTA による部分解の「積み上げ」ではルールのスパゲティーボウルを招くことは避けられないであろう。仮にメガ FTA がもたらすルールのスパゲティーボウルは事後的に解決可能であるにしても、そこに至るまでの道筋は、長くまた困難なものとなるであろう。

5 は、ドーハラウンドの「失敗」から考えて当然の要請である。ラウンドに対して FTA が選好されるのは、そのスピードも重要な要素である。ISCA は、スピード感を持って交渉されなければならない。従って、それを可能とするように、アジェンダと野心のレベルも調整が必要であろう。メガ FTA が生むであろう分極化された制度の障害が出る前に、ISCA を進める必要があると考えるからである。また、dog year で事業を展開する産業界にとってもスピードは極めて優先度の高い課題である。

こう考えると、参加国は、互いに覇権争いをしてはならない。

例えば 3 年といった期間を区切り、その間に交渉を終了させられるように、重点分野に交渉項目を絞ることも必要であろう。

また、まずは、壮大な結論の出ない交渉よりも、参加国による制度のハーモナイゼーションに重点をおくべきである。それだけでも、国際通商システムと GVC にとっては、大きな意味がある (ACTA のケースを想起してほしい)。

6 は、極めて重要である。誰のために交渉するのかを明確に意識することが必要であり、産業界との密接な連携を図ることが必要である。WTO の大きな問題点のひとつは、産業界との「距離」にある。政府間の調整機関としての性格を強調する

あまり、政争に明け暮れ、グローバルな経済と産業の実態に目を背け続けた結果が、今日の WTO とラウンドの危機を招いていることは明らかである。

ii) ISCA の対象分野

次にそれでは、ISCA の対象とする分野は何か。

今見てきたように、まずは、産業界との調整が必要である。その上で、重すぎるアジェンダとならないように焦点を絞る必要がある¹⁶。

例えば、候補としては以下の分野が考えられるだろう。

まず、WTO 協定でカバーされている分野について。

ラウンドで交渉されている分野を ISCA の対象分野に入れることはラウンドに悪影響を与えるので非生産的である。

この点を踏まえると、ラウンドでカバーされておらず、また behind the border measures として産業界の関心の高い TBT、SPS が候補になる。

貿易円滑化については、万ーラウンドでうまくいかない時にのみ候補になりうるだろう。

輸出規制も重要な候補である。

WTO 協定でカバーされていない分野としては、産業界の関心と重要性、FTA での展開を考慮すると、

貿易と投資、貿易と競争(いずれもラウンド当初は、シンガポールイシューとしてラウンドのアジェンダの一部であった)、電子商取引、特惠原産地が候補になるだろう。

現実には、メガFTAが動く中で、ISCAを動かしていくことは簡単ではない。主要国の関心はメガFTAにあることは紛れもない事実であり、またメガFTAが今後の通商政策の牽引力となることも確実である。

また、例示分野を全部入れて ISCA を動かそうとすれば、ミニラウンドを新たに動かそうとするようなもので、ISCA は「沈没」してしまうだろう。産業界と政府とが密接に連携し、重要な分野(例えば投資と競争)を選択し、その分野に集中して、イニシアティブを動かしていくことが現実的であろう。

メガFTAが牽引力となることを前提とし、他方でメガFTAがもたらすであろう問題点とリスクとを予測し、将来のマルチのルールを目指して努力することが、今こそ求められているのではないだろうか¹⁷。

2) WEF Enabling Trade Report と世界銀行ブログ

¹⁶ 中富(2012b), pp.48-50 (日本語版) 参照

¹⁷ Nakatomi (2013a) 参照

その後、幸い世界銀行が、GVC についての包括的 (holistic) なアプローチとして、ISCA に注目し、2013 年 1 月に世界銀行のブログに、Bernard Hoeckman と Selina Jackson が連名で、ISCA を、GVC 問題についての包括的な対応の案として紹介している¹⁸。

また、World Economic Forum の Enabling Trade 2013 も、レポートのレコメンデーションとして、GVC への包括的な取り組みが必要とし (サイロ型のアプローチから holistic なアプローチへの転換が必要としている)、同じく ISCA を紹介している¹⁹。

またスウェーデン貿易委員会も、GVC と米 EUFTA に関するレポートの中で、ISCA を紹介している²⁰。

ISCA 提案は、GVC の問題に具体的に結論を出していくための、1 つの道筋を提供したものである。その根底にある思想は、グローバルな課題に、政府と産業界とが連携してイシューベースでグローバルな解を考え、発信し、実現していくというアプローチである。

GVC の問題に、各国政府と産業界が真剣に対応すれば、ITA や ACTA と同様に必ずや成果を生む現実的なアプローチであると考えている。

メガ FTA の展開だけに身を委ねることは、日本のみならず世界にとって危険である。是非 ISCA のような戦略的な選択肢を持ちつつ、迫り来るメガ FTA の荒波に対応していくことを強く期待したい。

ISCA の内容については、政府と産業界とが連携して、柔軟に内容を決めることが可能である。現実的に対応可能なように、イシューを選択していくことは当然であろう。

メガ FTA の時代に、なかなかこうした作業が困難である事は承知しているが、時には「急がば回れ」の作業が役に立つこともある。

メガ FTA の時代に臨み、政府と産業界とが連携する新しいアプローチとして、議論が行われることを期待したい。

なお、イシューベースの調整は、仮に「合意」に至らない非公式なものであっても、極めて重要である。

かつては、日米 EU 加の四極の間に、四極貿易大臣会合の枠組みがあり、重要な通商政策上の課題についての密接な調整が行われていた。今日では最早この枠組みは存在しないが、メガ FTA の時代において、主要通商プレーヤーの間の非公式

¹⁸ Hoeckman and Jackson (2013)

¹⁹ World Economic Forum (2013), p27

²⁰ National Board of Trade, Sweden (2013), p6,p20

な立場の調整の役割は極めて高いと考えられ、何らかの調整枠組みを模索する時期が来ていると考えられる。

2(シナリオ 4)に述べた 5 つの視点は例示であるが、メガ FTA を調和的な通商レジームの形成に資するように動かしていくには、各国および産業界の国際的な連携が不可欠である。

GVC の議論は、多様な関心から活発化しているが、メガ FTA の台頭、WTO ラウンドの低迷の中で、通商政策の今後とそのグローバルガバナンスの在り方に、有効な視点と切り口を提供するものである。

GVC の円滑化と通商政策のグローバルガバナンスの実現に向けて、各国および産業界が積極的に連携し行動していくことが望まれる。

本稿、特に ISCA 提案がその一助になることを期待したい。

【参考文献】

Baldwin, Richard (2011), “Trade and Industrialization after Globalization’s 2nd Unbundling: How Building and Joining a Supply Chain are Different and Why it Matters,” NBER

Baldwin, R. (2012), “WTO 2.0: Global governance of supply-chain trade,” CEPR

Hoeckman, Bernard and Selina Jackson (2013), “Shifting Focus in Trade Agreements—From Market Access to Value Chain Barriers,” <http://blogs.worldbank.org/trade>

IDB and ICTSD (2012), “Regional Trade Agreements: Development Challenges and Policy Options”

IDE-JETRO and WTO (2011), “Trade Patterns and Global Value Chains in East Asia: From Trade in Goods to Trade in Tasks”

Keidanren (April 16, 2013), “Proposals for Redefining of Trade Strategy”

【日本経済団体連合会, 通商戦略の再構築に関する提言 (2013.4.16)】

Nakatomi, Michitaka (2011), “Toward the Reform of the WTO and the Early Conclusion of the Doha Round (Proposal),” RIETI

【中富道隆 (2011), WTO 改革とラウンドの早期終結に向けて, RIETI】

Nakatomi, M. (2012a), “Concept Paper for an International Supply Chain Agreement (ISCA): Improving global supply chains by an issues-based plurilateral approach,” RIETI

【中富道隆, 国際サプライチェーン協定 (ISCA) コンセプトペーパー : イssueベースのプルリアプローチによるグローバルサプライチェーン改善, RIETI】

Nakatomi, M. (2012b), “Exploring Future Application of Plurilateral Trade Rules: Lessons from the ITA and the ACTA,” RIETI

【中富道隆, プルリの貿易ルールについての検討 (ITAとACTAの実例を踏まえて), RIETI】

Nakatomi, M. (2013a), “Plurilateral Agreements: A viable alternative to the WTO?” in *The Future of the World Trading System: Asian Perspectives*, Richard Baldwin, Masahiro Kawai, Ganeshan Wignaraja (eds), VoxEU eBook (June 11, 2013)

Nakatomi, M. (2013b), “Global Value Chain Governance in the Era of Mega FTAs and a Proposal of an International Supply Chain Agreement,” VoxEU column, (August 15, 2013)

National Board of Trade, Sweden (2013), *Global Value Chains and the Transatlantic Trade and Investment Partnership*

World Economic Forum (2013), *Enabling Trade: Valuing Growth Opportunities*